

目次

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）

THE
SUBJECT
OF
THE

評価に関する事項を記載した書面は、令和七年五月二十三日から同年六月十三日までの

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使用の方法	
	能 ($\text{m}^3/\text{日}$)力	工事着手 年 予 月 日 定	工事完成 年 予 月 日 定	使用開始 年 予 月 日 定	使用時間 間 隔	一日当た りの使用 時間 季節的変 動の概要
四六一イ	○・二五	令和七、 七、七	令和七、 八、八	令和七、 一二、一	断 続	二四時間 変動なし

備考 「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
四六―イ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
一 二	一四	一五、二〇〇	検出せず	八六〇
一 四	七	一五、二〇〇	検出せず	八六〇
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	一五、二〇〇	検出せず	八六〇	〇・二五
	一五、二〇〇	検出せず	八六〇	〇・五

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値			排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
No. 3 排 水 口	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
No. 2 排 水 口	七	一六	二〇	二二三、〇七三・一一三三、七七三・五
No. 1 排 水 口	八	一七	三〇	八四四

山口県告示第百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和五年山口県告示第二百七十号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る形質変更時要届出区域
光市虹ヶ浜二丁目七の二の一部
- 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金の徴収の事務を委託した。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地
社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町一丁目六番地二
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
保育士登録申請等手数料
- 指定の日
令和七年四月一日
- 委託の日
令和七年四月一日

山口県告示第百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

下関市菊川町大字久野字狸添九九、一〇〇、一〇二、一〇三五六から一〇三五六まで、一〇三六一、一〇三八四、字中地一〇六、字上奥野一一、一一二、字奥野一一三から一二〇まで、字下奥野一二一、一二二、一二四から一二六まで、字落合一二七から一二九まで、一三〇の一、一三二の二、字上大藤一五五の一、一五五の二、一五六、字郷六 一五九、一六〇、字水上一〇三四四の一、一〇三四四の三、一〇三四四の六から一〇三四四の九まで、一〇三四四の一から一〇三四四の一三まで、一〇三四四の一七、一〇三四四の二二から一〇三四四の二四まで、一〇三四四の二八から一〇三四四の三〇まで、一〇三四四の三三、一〇三四四の三六、一〇三四四の三七、一〇三四四の三九、一〇三四四の四五、一〇三四四の五七、一〇三四四の五八、一〇三四四の六九、一〇三四四の八四、一〇三四四の九三、一〇三四四の九四、字右ノ浴一〇三四五、字丸尾一〇三四七、一〇三四七の一、一〇三四七の二、一〇三四八、字中池山一〇三四九の一、一〇三四九の二、字中地山一〇三五一、字榎山一〇三五八、一〇三六〇、字落葉山一〇三七四、字畠堀一〇三七八、字神道松一〇三八〇、字まみ岩一〇三八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字久野字狸添一〇三五四・字下奥野一二六・字落合一二七・字中地山一〇三五一・字榎山一〇三五八・字落葉山一〇三七四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市由宇町字岡の空一、二、三の一、三の二、一〇〇〇七の一、一〇〇〇七の二、一〇〇〇八の一、一〇〇〇八の二、一〇〇一一、周東町祖生字辺田六〇三、字辺田岡の空一〇二五二、一〇二六五の二、一〇二六五の三、字辺田山一〇二六六の二、一〇二六六の四から一〇二六六の六まで、一〇二六六の八、一〇二六六の一〇、一〇二六六の一、一〇二六六の一四、一〇二六六の二二、一〇二六六の二四、一〇二六六の二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百七十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 人 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

萩市西部加入区 萩市三見三〇九七の二二 小枝 成一 山口県漁業協同組合

萩市西部加入区 〃 〃 三二八一 中村 典明

萩市東部加入区 〃 〃 大井二〇〇九 古谷 良治

阿武町加入区 〃 〃 三二五七の三 松浦 益弘

阿武町加入区 〃 〃 阿武郡阿武町大字田一四二一の六 金子 節男

田万川町加入区 〃 〃 萩市大字江崎一二二四 村木 泰昌

田万川町加入区 〃 〃 大字下田万五五一の二二 大村 達也

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所 津田正二郎 山口県漁業協同組合

萩市西部加入区 令和七年五月二十三日から同年六月六日まで

萩市東部加入区 〃

阿武町加入区 〃

田万川町加入区 〃

山口県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 久津小田線
道路の区域

区 間		旧新別		敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)		備考
新	旧	最狭	最広	最狭	最広	一五・七	一五・七	
		一八〇・二	一八・四	六・七	六・六			道路改良工事の完了による。

山口県告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和七年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
久津小田線	長門市油谷川尻字中ノ明三四の一地区	令和七年五月二十四日

山口県告示第百七十五号

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

売 り さ ば き 人		指定の取消しの際現に証紙を売りさばき所		所在地	売りさばき人の指定取消年月日
住 所	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばき所		所在地	売りさばき人の指定取消年月日

下松市大手町三丁目 二番一号	下松交通安全協 会会長 山岡喜 久吉	下松交通安全協会	〃 二番一号 松警察署	大手町三丁目 山口県下	平成三、 三、二七
-------------------	--------------------------	----------	-------------------	----------------	--------------

山口県告示第百七十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表下交通安全協会会長 山岡喜久吉の項を削り、同表中

平成一八、
〃
二〇

平成一八、
三、二〇

に、

周南交通安全協
会周南西分室

〃
二七四六の一
山口県周南警察
署周南西幹部交
番

を

周南運転免許セ
ンター

〃
毛利町二
丁目三八

に改める。



(九九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営田床第一地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和六年十月二十二日

(一〇〇) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
矢次 良吉	二級建築士	第五九〇九号	令和七、四、三〇	死亡
武末 道夫	二級建築士	第八三二二号	令和七、四、三〇	死亡

(一〇一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

玖珂郡和木町和木五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

玖珂郡和木町瀬田三丁目一二番二号

株式会社 S G M T

令和七年五月二十三日印刷
令和七年五月二十三日印刷

発行人
所

山口県知事
山口県知事